藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第977号

2019年(令和元年)8月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

市民センターの施設の運営及び維持管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2019年(令和元年)7月22日付けで諮問(第977号)された市民センターの施設の運営及び維持管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について,次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例 第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定 による本人以外のものから収集する必要性があると認められ る。
- (2)条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並

びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

辻堂市民センター・公民館(以下「市民センター」という。)は、1978年(昭和53年)に旧耐震基準で建設された施設であり、施設の狭小やバリアフリー未対応、老朽化による安全性の確保の観点からも再整備を進める必要があり、また、郷土づくり推進会議の前身となる地域経営会議から建て替えに関する提言書が提出されている。

これを踏まえて、藤沢市公共施設再整備基本方針及び藤沢市公共施設再整備プランに基づき、市民センターのほか、消防辻堂出張所、市民図書室、地域包括支援センター、地区ボランティアセンター、防災備蓄倉庫の機能を含めた複合施設として、再整備を図るため改築を行うものである。

また、改築後については、施設の管理・運営上、休日及び夜間等の時間外で使用していない時間帯は、機械警備にて施錠を行なうセキュリティ対策を計画しているが、近年は市民センター敷地内において、トイレの汚損及び室内の器物破損、自転車の乗り捨てやごみの不法投棄などの被害を受けている。土日の窓口においては、一人勤務の職員が市民に恫喝されることや暴力まがいの危険な目に合うことも起きている。

こうしたことを踏まえ、施設の管理、財産の保全はもちろんのこと、多くの来庁される市民及び職員の安全のため、新たな市民センターの基本コンセプトでもある、安心できる施設の構築が重要と考えている。

こうしたことから,市民センター改築実施設計において,防犯カメラを設置する計画としていることに伴い,

個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、また、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会について、本施設内で発生した窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火の捜査に限り、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略ができるものとする包括的取扱いについて藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ録画の目的は、施設での盗難や器物損壊などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報 防犯カメラ画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省

略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、撮影対象区域には不特定多数のものが立ち入るため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。したがって、防犯カメラ設置場所周辺で見やすい場所に、防犯カメラを設置し、録画している旨、及び当該カメラの管理者を表示する。また、犯罪捜査のため画像の目的外提供があり得る旨も表示する。

以上のことから、本件にかかわる本人通知を省略したい。

(4) 個人情報を目的外に提供する必要性について

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会 当該施設で発生した窃盗・器物損壊・建造物損壊・放火に限り、 事件の早期解決につながる代替手段がない場合には、目的外提供 を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要性が ある。なお、画像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察員としての職務を行う者, 検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ (必要最低限の範囲に限る。)

犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項 に基づく照会を受けた場合,個人情報の目的外提供についてのガ イドラインに基づく運用を行う。

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について 目的外に提供する個人情報は、防犯カメラによる画像であり、当 該画像で確認される情報で、個人を特定することは事実上困難であ ることから、通知の送付先が特定できない。

また,本人が特定できた場合でも,本人通知をした場合に捜査機関の捜査に支障が生じる場合があることも考えられる。

以上のことから、本件にかかわる本人通知を省略したい。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

防犯カメラの画像保存については、データの蓄積容量も多く長期的に使用しても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なハードディスクを採用するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ コンピュータ処理を行う個人情報の項目 防犯カメラ画像データ

- ウ システムの機器構成
 - (ア) 設置機種 設置機種(案) のとおり
 - (4) 設置箇所

1階15台, 2階7台, 3階2台 計24台

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は管理事務室に配置し、転倒防止を施したラックにネジ留め等にて固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際には、パスワードの設定で管理することで、防犯カメラ管理責任者及び管理取扱者以外は利用できないよう利用者を制限する。

なお、設置機器は保存期間である10日間を超えない期間分の 画像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるよう になっている。

- (7) 実施時期(予定)
 - 2021年(令和3年)7月
- (8) 提出書類
 - ア 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関す る指針(案)
 - イ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン (案)
 - ウ 設置機種(案)
 - 工 設置箇所(案)
 - 才 配置図
 - 力 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ録画の目的は、施設での盗難や器物損壊などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、撮影対象区域には不特定多数のものが立ち入るため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない、としている。

また,防犯カメラ設置場所周辺で見やすい場所に,防犯カメラを設置し,録画している旨,及び当該カメラの管理者,並びに犯罪捜査のため画像の目的外提供があり得る旨を表示する,とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集

することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、当該施設で発生した窃盗・器物損壊・建造物損壊・ 放火に限り、事件の早期解決につながる代替手段がない場合には、 目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必 要性がある、としている。

また、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合、個人情報の目的外提供についてのガイドラインに基づく運用を行う、とのことである。

以上のことから判断すると,個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理 的理由について

実施機関では、目的外に提供する個人情報は、防犯カメラによる 画像であり、当該画像で確認される情報で、個人を特定することは 事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない、として いる。

また、本人が特定できた場合でも、本人通知をした場合に捜査機関の捜査に支障が生じる場合があることも考えられる、とのことである。

以上のことから判断すると、個人を特定することが困難であると きは、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する 合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、防犯カメラの画像保存については、データの蓄積容量も多く長期的に使用しても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なハードディスクを採用するため、コンピュータ処理を行う必要がある、としている。

以上のことから判断すると, コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次の措置を講じるとしている。 録画機器は管理事務室に配置し、転倒防止を施したラックにネジ留め等にて固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際には、パスワードの設定で管理することで、防犯カメラ管理責任者及び管理取扱者以外は利用できないよう利用者を制限する。

なお、設置機器は保存期間である10日間を超えない期間分の 画像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるよう になっている。

以上のことから判断すると,安全対策上の措置が施されている

と認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上